

## 富山短期大学数理・データサイエンス・AI 教育プログラム推進委員会規程

### (設置目的)

第1条 富山短期大学教授会規程第6条の規定に基づき、全学の数理・データサイエンス・AI 教育プログラムに関する事項について協議するため、推進委員会（以下「委員会」という。）を置き、その運営方法等を規定することを目的とする。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次の事項で全学科にまたがる事項を審議する。

- (1) 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（以下「プログラム」という。）の学修内容について
- (2) プログラムの授業科目構成及び修了要件について
- (3) プログラムの改善について
- (4) 国が推進するプログラムの認定制度に関することについて
- (5) その他プログラムに関する事項について

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教務部長及び教務部次長(教員)
- (2) 各学科の教務委員
- (3) 教務入試課長及び教務課員 各 1 名
- (4) 教務部長が必要と認める教職員 若干名

### (任期)

第4条 前条第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員長は、委員の互選により選任する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。

### (会議)

第6条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 3 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めて、意見を聴くことができる。
- 5 会議で審議した内容については、教務委員会、及び教授会において審議し、了承を得るものとする。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教務入試課において処理する。

### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。